

国民年金だより



20歳を迎える方へ国民年金加入手続きのご案内

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で後遺症が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になったら、忘れずに加入手続きをしましょう。

【国民年金のポイント】

将来の大きな支えになります。国民年金は、20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。老後のためだけのものではありません。国民年金には、年をとったとき

の老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者「やっ子」）が受け取れます。

【国民年金加入手続きの流れ】

「国民年金被保険者関係届書（申出書）」を提出してください。20歳の誕生月の前月に日本年金機構からお送りする「国民年金被保険者関係届書（申出書）」に必要事項を明記し、役場窓口かお近くの年金事務所へ提出してください。（郵送も可能です。）

また、付加保険料の納付や、若年者納付猶予制度、学生納付特例制度の申請書を同時に提出することができます。

付加保険料：定額の保険料のほかに、月額400円を追加して納付することにより、将来受給する老齢基礎年金を増額できる制度です。

「年金手帳」が届きます。

加入する年金制度の変更手続き、保険料納付の確認や、将来、年金を請求する場合には必要になりますので大切に保管してください。厚生年金保険に加入している方（していた方）、障害・遺族年金を受給

している方（していた方）にはお送りすることはありません。「国民年金保険料納付書」が届きます。

国民年金保険料を現金で納める場合は、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアから納付書で納めることができます。

なお、保険料は現金のほか、口座振替、クレジットカード、電子納付もできます。



【学生納付特例制度】

前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する方です。保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができ

ない場合があります。

国民年金のご相談・お手続きについては、年金事務所、または役場窓口までお問い合わせください。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。お申込の際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570 05 4890」またはお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。

お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話 34 2121 内線 413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話 0166 72 5002